

令和7年度版

農業補助事業利用 ガイドブック

鳥取県農林水産部

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村 商工業者等			
新規就農	相談	相談したい	国・県	とっとり農業経営・就農支援ネットワーク事業(うち就農サポート)	○				就農相談窓口を設置し、就農希望者の多岐にわたる相談に、関係機関と連携して対応。	経営支援課 0857(26)7262	1
	体験・研修	研修したい	県	アグリスタート研修支援事業	○				(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施する「アグリスタート研修」の研修生に対し、交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7263	2
			県	就農研修交付金事業	○				農業大学校で実施する「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7263	3
			国・県	公共職業訓練【アグリチャレンジ科】	○				就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	4
			県	スキルアップ研修(短期研修)	○				主要野菜(白ねぎ、ブロッコリー、ミニトマト、スイカ)の栽培技術習得を4か月間の研修(座学講義・グループ実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	5
			県	スキルアップ研修(長期研修)	○				農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	6
	自営就農	機械・施設を取得したい	国	新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業】	○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	7
			県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】	○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	8
		資金的に応援してほしい	国	新規就農者総合支援事業【就農準備資金】	○				新規就農希望者(原則50歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	9
			国	新規就農者総合支援事業【経営開始資金】	○				新規就農者(原則50歳未満)に対して最長3年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	10
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】	○				新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7261	11
			県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○			認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。	経営支援課 0857(26)7261	12
		後継者を育成したい	県	新規就農者総合支援事業【就農・くらしアドバイザー】	○	○			就農後1年以内のJUターナー者等の認定新規就農者に対し、農業経営、農村生活に対する身近な相談役として最長1年間就農・くらしアドバイザーを設置。	経営支援課 0857(26)7261	13
			県	産地主体型就農促進支援事業			○		産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を支援。	経営支援課 0857(26)7261	14
	雇用	新規に従業員を雇用したい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行い新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7263	15
		他産業と組み合わせて雇用したい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7263	16
担い手	経営発展	プランを作って経営を拡大したい	県	ともに目指す！担い手強化支援事業	○		○		農業者等が作成した規模拡大、売上高アップ等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	17
		スマート農業を推進したい	県	農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業	○		○		農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けたスマート農業技術の推進及び農作業受託を専業として行う「農業支援サービス事業体」の育成、個別課題のモデル実証の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7276	18
		法人化、経営継承等を考えたい	国・県	とっとり農業経営・就農支援ネットワーク事業(うち経営サポート)	○	○			法人化、経営継承、労務管理等により経営発展を目指す農業者の経営課題を解決するため、関係機関と連携して伴走支援を行う。	経営支援課 0857(26)7276	1
		施設・機械等を整備したい	国	農地利用効率化等支援事業	○	○	○		地域計画のうち目標地図等に位置づけられた経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7269	19
			県	攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金	○				法人による水稲作付面積の拡大、経営の安定化等に資する機械施設整備等に要する経費を支援。	経営支援課 0857(26)7276	20
	企業参入	機械・施設を取得したい	県	企業等農業参入促進支援事業	○	○			企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26)7269	21
	農地集積	農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○			担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構にまともって農地を貸し付けた地域を支援。	経営支援課 0857(26)7269	22
	働き方改革	経営参画、能力向上等したい	県	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	○	○	○		農林水産業へ従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や女性リーダー育成に関する取組を支援。	経営支援課 0857(26)7327	23

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
水田営農	水田農業の維持・発展	機械を取得したい	県	中山間地域を支える水田農業支援事業		○				中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援。	経営支援課 0857(26)7276	24
	集落営農	機械・施設を取得したい	県	集落営農体制強化支援事業			○			集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械・付帯施設の整備、人材育成の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7269	25
	農業活性化	米のブランド化に取り組みたい	県	特色のある県産米作り支援事業	○	○	○			鳥取県産米の活性化に資することを目的として、高品質・良食味米生産を目指し、新たに取り組む栽培方法やブランド化に向けた取組を支援。	生産振興課 0857(26)7283	26
	星空舞のブランド化	販路開拓・販路促進を図りたい	国・県	「星空舞」ブランド化加速事業			○		○	「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組に対して支援。	食バラダイス推進課 0857(26)7835	27
園芸等	園芸品目等の振興	パイプハウスを導入したい	国・県	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	○	○	○			高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。	生産振興課 0857(26)7272	28
		ハウスへの被害防止対策をしたい	国	ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業	○	○	○	○		気象災害による農業用ハウスの甚大な被害の拡大を踏まえ、農業用ハウスの補強や防風ネット設置等の気象災害防止対策や、講習会の開催等の事業継続計画(BCP)の策定・検討に向けた取組を支援	生産振興課 0857(26)7272	29
		機械・生産資材を導入したい	国	鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業	○	○	○	○		農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組に対し、ソフト・ハードを一体的に支援。	生産振興課 0857(26)7272	30
		主要園芸品目(白ねぎ、ブロッコリー、らっきょう)の生産拡大を図りたい	県	主要園芸品目生産振興事業	○	○	○			主要園芸品目のうち特に気象災害や資材等高騰の影響を受けやすい3大品目(白ねぎ、ブロッコリー、らっきょう)を中心に産地強化を図るため、省力化・効率化等に必要な機械導入、収量向上・品質安定のための基盤整備や広域組織連携のための取組などを総合的に支援。	生産振興課 0857(26)7272	31
		特産物を育成するための試作や施設・機械導入をしたい	県	新たな園芸品目育成事業	○	○	○			産地づくりや特産物の育成、新技術のモデル的取組等に必要経費の一部を助成。また、県育成イチゴ品種(「とっておき」「堅しろう」)の生産拡大のための機械、ハウス等の整備を支援。	生産振興課 0857(26)7272	32
		花壇苗・芝等を生産拡大したい	県	鳥取の花・芝生産振興対策事業	○	○	○			花壇苗、ストック等の生産拡大、流通体制の整備、販売促進に向けた取り組み等や、鳥取県芝のブランド化、生産拡大、鳥取の芝PR等を支援。	生産振興課 0857(26)7282	33
野菜	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	34
			国・県	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	35
			県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業			○			作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	生産振興課 0857(26)7282	36
果樹	果樹生産基盤の整備	新品種等の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい	県	鳥取梨生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」等の植栽や果樹園整備、気象災害対策を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	37
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」、ぶどう等の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	38
			県	戦略的スーパー園芸団地整備事業				○	○	「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に実施。	生産振興課 0857(26)7414	39
		害虫対策をしたい	県	果樹カメムシ被害対策事業	○	○	○	○		果樹カメムシ類への対策として有効な網かけ施設の整備、高機能を有する多目的防災網への更新を支援。	生産振興課 0857(26)7414	40
経営安定	利子助成	災害時等の再生産資金を確保したい	県	農業経営安定資金利子助成事業				○		災害、市場価格の低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。	生産振興課 0857(26)7414	41

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
地域農業	農業活性化	産地強化、地域農業を活性化したい	県	ともに目指す！産地強化支援事業	○	○	○	○		市町村がJA、生産者等と合意形成のうえ、地域農業の活性化や主要品目の産地強化等に係るプランを作成し、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	42
			県	地域計画実現サポート事業	○	○	○	○		地域計画の実行・実現のために必要となる地域での話し合い、研修会の開催、先進事例調査の実施等の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7269	43
	共同利用施設の再編集約・合理化	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を行いたい	県	農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業				○		地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を行うための経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7272	44
畜産	酪農 養鶏 肉用牛 養豚	飼料価格高騰で経営支援を受けたい	県	畜産経営緊急救済事業	○	○	○			ウクライナ情勢や円安等により飼料価格が高騰したことにより、飼料価格安定制度や所得補償制度で補償されない農家負担の一部について助成。	畜産振興課 0857(26) 7291,7288	45
		自給飼料を確保したい	県	自給飼料生産確保対策事業	○	○	○			国庫補助の対象とならない自給飼料生産に係る機械導入経費、新規飼料生産組織設立にかかる生産実証に必要な作業機械借り上げ料、県内産自給飼料を県内畜産農家に販売するための運搬費用の一部を助成する。	畜産振興課 0857(26)7291,7288	46
	酪農	生産性向上に取り組みたい	県	生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～	○	○	○			生産性向上に取り組み酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。	畜産振興課 0857(26)7831	47
	酪農 肉用牛	機械・施設を取得したい	県	畜産経営第三者継承事業		○				第三者継承に取組む新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要となる機械、施設整備及びリース料を助成。	畜産振興課 0857(26)7831	48
	酪農	全日本ホルスタイン共進会に出品したい	県	第16回全日本ホルスタイン共進会対策事業			○			2025年に北海道で開催される第16回ホルスタイン全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	畜産振興課 0857(26)7288	49
	和牛	和子牛価格下落時の影響を緩和したい・発育向上に取り組みたい	国・県	和子牛緊急対策事業	○	○	○			子牛市場の上場牛及び自家保留牛について、610千円と県平均売買価格との差額(国の支援制度により補填される額を控除した額)の一部について助成。 和子牛価格の向上に向け、子牛の発育を良くするために必要な飼料の給与に係る経費の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7829	50
		能力の高い和牛(受精卵)を導入・保留したい、空き牛舎の増改修をしたい	県	鳥取県和牛振興計画推進事業	○	○	○			和牛の生産拡大や高品質と牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭に対する経費、受精卵購入経費、空き牛舎の増改修経費、子牛市場の活性化に要する経費に対して助成	畜産振興課 0857(26)7290	51
		東京市場へ出荷してみたい	県	鳥取和牛ブランド強化対策事業	○	○	○			「鳥取和牛」を首都圏へPRするために「鳥取和牛」の東京市場への出荷に係る輸送費等に対し助成。また、県内外で開催する枝肉共励会開催にかかる経費に対し助成。	畜産振興課 0857(26)7290	52
		全国和牛能力共進会に出品したい	県	第13回全共出品対策事業			○			2027年に北海道で開催される第13回全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	畜産振興課 0857(26)7829	53
		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○				国が算定する販売収入が、牛枝肉価格が著しく低下した等により生産費を下回った場合に、肉用牛肥育経営者(大企業は除く)へ交付される補填金の財源となる、生産者積立金の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7288	54
		肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用子牛価格安定事業	○	○				肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が保障基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対して交付される補填金の財源となる、生産者積立金の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7288	55
		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉豚経営安定対策事業	○	○				国が算出する販売収入が、豚枝肉価格が著しく低下した等により生産費を下回った場合に肥育豚生産者(大企業は除く)へ交付される補填金の財源となる、生産者積立金の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7288	56
		鳥取地どりピヨを生産増羽したい	県	鳥取地どり増羽対策事業	○	○				県外種鶏場、ふ卵場等の視察経費、飼養管理を行う技術者育成に必要な経費の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7291	57
家畜衛生	衛生管理	農場認証制度を導入したい	国・県	農場認証普及推進事業	○	○				農場HACCP又は畜産GAP導入のための技術支援と認定に係る手数料を助成。	家畜防疫課 0857(26)7287	58

支援項目			国庫・単 県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
6次産業化	農林漁業者等の取組	商品開発・改良をしたい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【始動型】	○	○	○		○	6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作、テスト販売、マーケティングに係る経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	59
		販路開拓や機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	60
		機械・施設を取得したい	国	鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○		○	農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	61
加工	企業等	国際認証を取得したい	県	食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	○	○	○		○	県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	62
他産業との連携	農商工連携	商品開発・改良をしたい	県	【再掲】もうかる6次化・農商工連携支援事業【始動型】	○	○	○		○	6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作、テスト販売、マーケティングに係る経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	59
		機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【農商工連携型】					○	食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	63
			国	【再掲】鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○		○	農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	61
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業費補助金			○		○	農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	64
			県	物産展・県フェア及び見本市への出展支援	○	○	○		○	県外で行われる鳥取県フェア等の催事、見本市、商談会等(概ね2日間以上の催事等で県内から3社以上の事業者が参加するもの)に2日以上出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	65
	海外販路開拓	農産品や食品を輸出したい	県	「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金	○	○	○		○	県内で生産された農林水産物及び食品の輸出促進のために行う取り組みの費用の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	66
		農産品や加工食品を輸出したい	国	鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金				○	○	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や家庭食向け等の輸出先国のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備に係る経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	67
	販路開拓	商品パッケージを作成したい	県	「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業	○	○	○		○	「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7853	68
		地理的表示(GI)等によるPRを行いたい	県	地理的表示保護制度登録産品等拡大・ブランド化事業費補助金				○		地理的表示(GI)法の制度PRとともに、登録産品及び国税庁長官が指定する酒類(申請中の産品及び申立て中の酒類を含む)のブランド化、販路拡大及び消費者へのPRに係る経費を支援(登録申請及び申立てより3年間活用可能)	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	69
	消費拡大・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	食パラダイス鳥取県づくり支援交付金	○	○	○		○	「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食による県外からの誘客を図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動に係る経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7835	70
地産地消の推進	地産地消とフェアブライスの推進	地産地消や適正価格への理解を深めたい	県	フェアいい鳥取もっと地産地消推進事業費補助金					○	9月1日から11月30日までの地産地消月間に、地産地消及びフェアブリスプロジェクトの浸透を図るために行う特設コーナーの設置等に係る経費を支援。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	71
	給食の地産地消率向上	給食の地産地消率を高めたい	県	学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業	○	○	○	○	○	学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材利用率の維持・向上に係る取組に要する経費を支援。	食パラダイス推進課 0857(26)7853	72

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
環境にやさしい農業	「グリーンな栽培体系」への転換	「グリーンな栽培体系」に取り組みたい	国	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（グリーンな栽培体系加速化事業）			○	○		化学農薬の使用量低減等の「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、検証ほ場・機械の借上料等必要な経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	73
	有機農業への転換	有機農業に取り組みたい	国	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（有機転換推進事業）	○	○				新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり等、有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	74
	有機農業の生産から消費まで	オーガニックビレッジに取り組みたい	国	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）				○		有機農業の生産から消費まで一貫したモデル先進地区（オーガニックビレッジ）の取組を支援。	生産振興課 0857(26)7415	75
	有機農産物等をPR	有機農産物等をPRしたい	県	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（とっとりエコ・グリーン農業PR事業）					○	有機農産物、鳥取県特別栽培農産物、GAP認証農産物、みどり認定生産者の生産した農作物等、環境にやさしい農産物関する特設コーナーの設置等PRに係る経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	76
	とっとりエコ・グリーン農産物の販路確保	とっとりエコ・グリーン農産物の販路を確保したい	県	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（とっとりエコ・グリーン農産物の販路確保支援事業）	○	○	○			イベント等への参加に係る経費、自ら企画する消費者との交流活動に係る経費、市場及び先進事例等の調査に係る旅費等の経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	77
	GAP	GAPに取り組みたい	県	GAP事業取組・認証拡大推進事業	○	○				新規に認証を取得するに当たって必要な経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	78
	有機・特裁	有機・特裁に取り組みたい	県	有機・特別栽培農産物生産技術支援事業	○	○				有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	79
	化学肥料使用量の低減	化学肥料使用量の低減に取り組みたい	県	肥料価格高騰対策事業			○			化学肥料使用量の2割低減に向けた地域資源を活用した堆肥等の利用における掛かり増し経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	80
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支払対策事業	○	○	○			販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	81
温暖化	温暖化対策	温暖化における諸問題を解決したい	県	地球温暖化に対応した農業推進事業	○	○	○	○	○	地球温暖化による農作物の生育不良や病害虫の多発、家畜の生産力低下等に対応するため、技術対策や今後に向けた調査研究等を行う。	農林水産政策課 0857(26)7589	82
災害対策	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業			○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	83
	農業機械、農地等災害	営農再開に向けた支援	県	台風7号災害からの営農再開支援事業	○	○	○	○		台風被害で失われた農業機械等及び格納庫を営農再開にあたり再度導入する経費及び水路の本格復旧が困難な箇所において、用水確保のための給水ポンプ設置に要する経費、農地復旧にあたり客土を行った農地で、地力向上のために行う施肥のかかり増し経費、R6年産作付までに基盤復旧が間に合わない水田において、転作品目を作付けする場合の生産費を支援。	農林水産政策課 0857(26)7256	84
耕作放棄地対策	発生防止	中山間地域等直接支払	国	中山間地域等直接支払交付金事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	85

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金				○		市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	86
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○			農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26)7321	87
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業				○	○	市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7321	88
		保全活動に対する支援を受けたい	国	多面的機能支払交付金事業				○		市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	89
	防災減災	ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業				○	○	農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	90
			国・県	ため池監視システム導入推進事業					○	農業用ため池における異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置の集中的設置を県で行うほか、装置使用時のランニングコストに係る市町負担経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	91
	災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】 農地・農業用施設災害復旧事業				○	○	暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	83
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金				○	○	市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策課 0857(26)7632	92
			県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金	○		○	○		集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策(侵入防止柵等の設置)や個体数を減らす対策(捕獲等)等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策課 0857(26)7632	93
	ジビエ利用促進	豚熱感染確認区域でイノシシを出荷したい	県	豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金					○	豚熱感染確認区域において捕獲された野生イノシシをジビエとして利用するに当たり、血液PCR検査で豚熱感染が確認された個体等の廃棄に係る経費を支援。	食パラダイス推進課 0857(26)7853	94
地域農業	地域活性化	農山漁村を活性化したい	県	中山間地域の暮らしを支える仕事づくり支援事業 (農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業)	○	○	○	○	○	特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これら結びつけた魅力ある滞在エリアの創造、滞在施設整備を支援。	中山間・地域振興課 0857(26)7961	95
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金					○	地域・集落の「生活機能の維持・確保」、「地域・集落基盤(拠点)の創設・強化」に資する新たな取組に対して市町村を介して支援。	中山間・地域振興課 0857(26)7129	96
	消費拡大・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	【再掲】 食パラダイス鳥取県づくり支援交付金	○	○	○		○	「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食による県外からの誘客を図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動に係る経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7835	70
	地域活性化	地域資源保全や特産品の育成に取り組みたい	県	とっとり共生の里保全活動推進事業	○	○	○			農山村集落等が企業・団体または市街地住民組織(地区公民館、自治会等)と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、交流事業、農作物の生産、農産加工品の製造・販売等の取組みを支援。	農地・水保全課 0857(26)7336	97
	水田農業の維持・発展	機械を取得したい	県	【再掲】 中山間地域を支える水田農業支援事業				○		中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援。	経営支援課 0857(26)7276	24
	耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	【再掲】 中山間地域等直接支払交付金事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	85

名称	とっとり農業経営・就農支援ネットワーク事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県（鳥取県農業経営・就農支援センター）
対象者	新規就農希望者、個別経営体、農業法人等
施策概要	○就農相談窓口を設置し、就農希望者の多岐にわたる相談に関連機関と連携して対応。 ○法人化、経営継承、労務管理等により経営発展を目指す農業者に対し、専門家派遣などの関係機関連携による伴走支援によって、経営の課題解決をサポート。
○支援内容	
1 就農サポート	
区分	支援内容等
①就農相談窓口の設置	就農相談員を配置して就農相談全般の活動を実施。 ・県内外での就農フェアへの参加・就農相談会の開催 ・産地見学会、農業体験会の開催
2 経営サポート	
区分	支援内容等
①経営相談窓口の設置	経営サポート専属スタッフを配置し、経営支援課及び農業改良普及所に経営相談窓口を設置。農業者等の経営課題に関係機関と連携して、専門家の派遣などにより適切にアドバイスする経営相談体制を整備するとともに相談活動を実施。
②専門家派遣	農業経営戦略会議の意見を踏まえて、重点支援対象者、支援方針及び派遣専門家を決定の上、支援チームを編成して、伴走支援を実施。重点支援対象者の経営課題に応じた各種専門家を選定して現地に派遣。
③経営研修（担い手及びアドバイザー対象）の開催	農業者等の担い手を対象に経営力及び経営者資質の向上に関する研修を実施。また、税理士等専門家及び普及員等を対象に農業者や農業法人にアドバイスが出来る人材養成に関する研修を実施。
④経営相談会の開催	農業者等の様々な経営課題に対応するため、農業者等を対象とした経営相談会を県内各地域で開催。
⑤法人設立への助成	重点支援対象者が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額25万円を助成。
問合せ先	担当部署
	農林水産部農業振興局経営支援課 （鳥取県農業経営・就農支援センター）
	各農業改良普及所、各市町村、各JA
	電話番号
	1 就農サポート 0857-26-7262
	2 経営サポート 0857-26-7276
関連サイト	鳥取県農業経営・就農支援センターHP https://www.pref.tottori.lg.jp/303384.htm

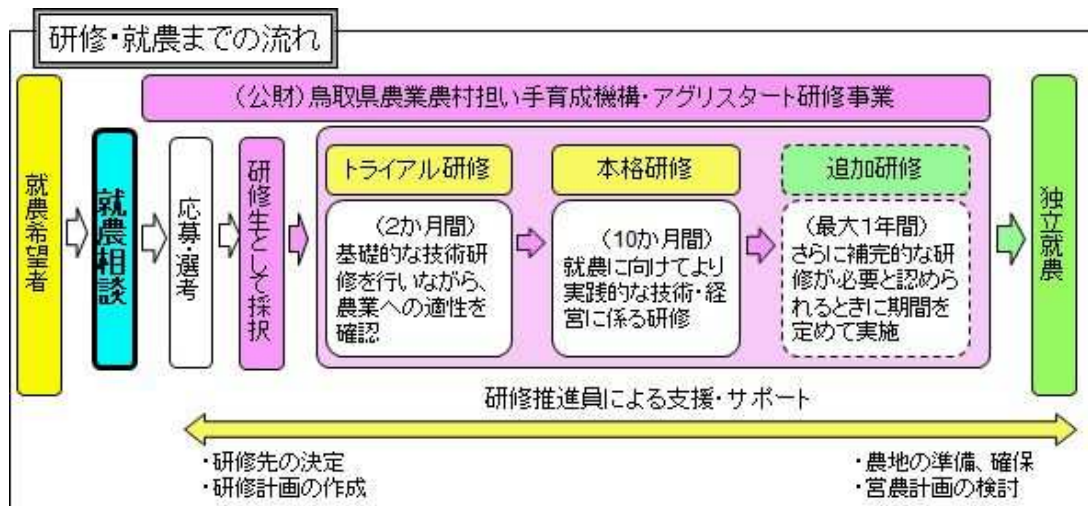
名称	アグリスタート研修支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	県内に就農する農業研修生として、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が採択した者
施策概要	就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として受け入れ、県内の先進農家等での実践的研修や農業経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指す取り組みを支援。

●支援内容

研修期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)
研修期間中の支援	国の就農準備資金年間150万円の受給が可能(ただし、就農予定時の年齢が50歳未満等、交付を受けるには要件あり)。上記の支援が活用出来ない場合は、研修交付金として月額10万円を交付。

●研修生の採択に当たっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生を募集し、選考を行います。

研修生の要件	○原則、県立農業大学校の研修を受講している等、研修を円滑に受講するために必要な基礎的な知識、技能を有すること。 ○機構の就農相談を受けて就農品目と就農地域の想定ができていること。 ○就農予定地域において、研修受入れ、就農・定着支援が予定されていること。 ○鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること。 ○農業就業が可能な健康状態であること。 ○過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者。 ○地域住民と協調し生活する意思のある者。 ○普通運転免許証(AT限定免許を除く。)を有していること。
--------	--



問合せ先	担当部署	電話番号
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部	0857-26-8350
	米子本部	0859-31-9644
	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7263

関連サイト

名称 就農研修交付金事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 「アグリチャレンジ科(公共職業訓練)」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方

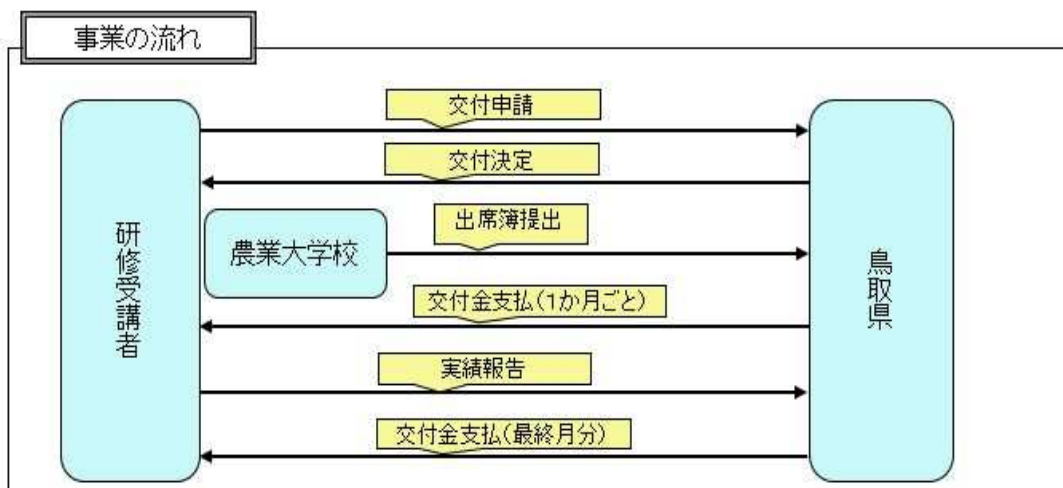
施策概要 農業大学校で実施される「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長4か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。
補助率	・10/10 (県費のみ)

●交付要件等

交付要件	・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。 ・就業予定時65歳未満であること。 ・雇用保険、職業訓練受講給付金等の交付を受けていないこと。
注意事項	・各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7263
農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

名称 公共職業訓練「アグリチャレンジ科」

施策対象 求職者

施策主体 農業大学校(産業人材育成センター委託訓練)

対象者 鳥取県内での就農(農業法人等への就職など)をめざす方
(求職者で公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方)

施策概要

実践に活かせる基本技能(トラクターや管理機の操作、刈払機や小農具の使い方等)と農業の基礎知識を学ぶ約4ヶ月の研修です。
特に技能習得を重視し、6割の研修時間を技能演習で構成しています。
指示された言葉を理解し、1人でも基本的な機械・農具の扱いができるレベルへの到達が目標です。研修修了後の就職先に関する情報提供等、進路選択のサポートを農大が行います。

①研修期間 約4ヶ月間(予定)

研修期間	募集定員
① 6月開講: 令和7年6月5日～9月19日	各期25名
② 10月開講: 令和7年10月9日～令和8年1月30日	
③ 2月開講: 令和8年2月19日～6月5日	

②募集期間(予定)

① 6月開講: 令和7年3月3日～4月11日
② 10月開講: 令和7年7月10日～8月22日
③ 2月開講: 令和7年11月13日～12月23日

③受講料等 無料(別途、訓練生総合保険料が必要)、大型特殊(農耕車限定)免許の受験費用(※)

④カリキュラム(案)

ア 座学講義	(鳥取県農業の概要、植物生理、病害虫の基礎、農薬の基礎、肥料の基礎、土壌の基礎、鳥獣害対策、作物栽培、有機・特別栽培、畜産概論、農業経営、農業気象、各種支援策、体のメンテナンス等)	
イ 技能演習	a 機械関連	トラクターの操作と耕耘、作業機の脱着とロータリー爪交換の方法、刈払機の取扱い、管理機の取扱い、フォークリフトの操作、農業機械全般の保守点検方法、燃料の基礎
	b 小農具の扱い方	スコップ・鍬・レーキ等の使い方
	c 肥料・薬剤散布のポイント	肥料の手散布の方法、農薬の薬剤量と散布量、散布用機械の取扱い
	d 応用作業	ローブワーク、木工、刃研ぎ、定規縄作り、針金の扱い、パイプハウス測量・組立・被覆・解体、フラワーネットの設置・解体、かん水チューブの設置

※一定の要件を満たす方は、大型特殊自動車(農耕車限定)の免許試験を受けることができます。ただし、希望者の数によっては全員が受験できるとは限りません。

⑤応募方法

住所地を所管するハローワーク(公共職業安定所)に入校願書を提出してください。入校願書は、鳥取県立産業人材育成センター倉吉校のホームページ又は県内ハローワーク(公共職業安定所)から入手いただけます。

⑥その他

雇用保険受給資格を有する方は、雇用保険を受給しながら研修を受講できます。
雇用保険受給資格を有する方で、一定の条件を満たす方は、給付延長される場合があります。
雇用保険受給資格を有さない方には、別途、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の給付措置があります(支給には、それぞれ要件があります)。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252164.htm>
<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/>



名称	スキルアップ研修(短期研修)
施策対象	農業者等
施策主体	農業大学校
対象者	鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が65歳未満の方に限ります)
施策概要	鳥取県内で栽培される主要野菜4品目(白ねぎ、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト)について、品目別に実施する栽培管理基礎研修です。 各品目の栽培特性、防除や施肥等に関する基礎知識習得のための座学講義のほか、グループでの栽培管理実習を行います。 約4ヶ月間で、植付準備から収穫までの一連の栽培管理作業を経験することができます。

①研修期間…約4ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
白ねぎ	① 4月開講(白ねぎ) 令和7年4月10日～8月8日	各品目 5名程度
ブロッコリー	② 6月開講(ミニトマト) 令和7年6月4日～10月3日	
スイカ	③ 7月開講(ブロッコリー) 令和7年7月17日～11月14日	
ミニトマト	④ 9月開講(白ねぎ) 令和7年9月4日～12月25日	
	⑤ 3月開講(スイカ、ミニトマト) 令和8年2月26日～6月25日	

③出願及び開講日程

	4月開講	6月開講	7月開講	9月開講	3月開講
受付期間	令和7年2月3日 ～2月28日	令和7年4月1日 ～4月30日	令和7年5月1日 ～5月30日	令和7年7月1日 ～7月31日	令和8年1月5日 ～1月30日
面接実施日	令和7年3月6日	令和7年5月9日	令和7年6月6日	令和7年8月7日	令和8年2月6日
許可通知日	令和7年3月21日	令和7年5月22日	令和7年6月19日	令和7年8月21日	令和8年2月19日
開講予定日	令和7年4月10日	令和7年6月4日	令和7年7月17日	令和7年9月4日	令和8年2月26日

④受講料…40,000円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

問合せ先	担当部署	電話番号
	鳥取県立農業大学校	0858-45-2411
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/272287.htm	

名称 スキルアップ研修(長期研修)

施策対象 農業者等

施策主体 農業大学校

対象者 就業経験がある方で、鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が50歳未満の方に限ります)

施策概要

農業の基礎的な知識と希望品目の栽培(飼育)管理の基本技術が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け12か月研修です。
野菜専攻においては、担当する品目の栽培管理計画(施肥・防除計画、作業スケジュールなど)を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験できます。
自営に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。

①研修期間
12ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
果樹、野菜、花き、作物、畜産	① 4月開講 令和7年4月10日～令和8年3月19日 ② 10月開講 令和7年10月16日～令和8年10月15日	①②合計で15名程度

※果樹は10月開講のみ

③出願及び開講日程

	4月開講	10月開講
受付期間	令和7年2月3日～2月28日	令和7年8月1日～8月29日
面接実施日	令和7年3月6日	令和7年9月10日
許可通知日	令和7年3月21日	令和7年9月25日
開講予定日	令和7年4月10日	令和7年10月16日

④受講料

111,600円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53788>

名称 新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 認定新規就農者（原則50歳未満、市町村の地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等）

施策概要 新規就農者が就農後の経営発展に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。

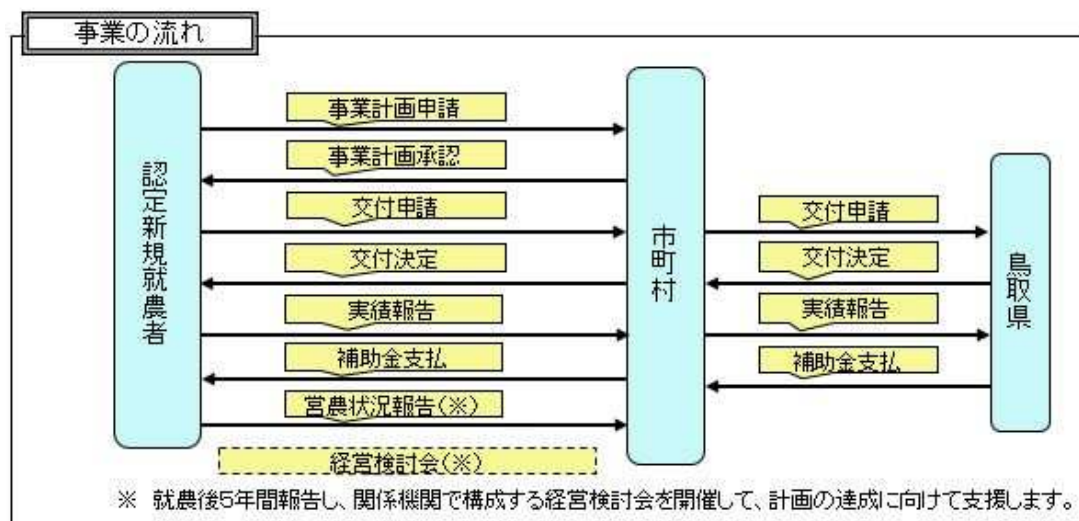
●支援内容

農業用機械、施設、家畜、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等（※軽トラック等の汎用性のあるものは除く）

対象者	49歳以下で事業実施の年度又は前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者であって、都道府県から支援を受ける者
補助率	3/4（国1/2、県1/4）
補助事業対象経費上限	500万円 ※ただし、国資金（経営開始資金）を活用しない者は1,000万円。

●注意事項等

- ・本事業の不採択等の場合で、県事業（就農条件整備事業）の要件を満たす場合は、県事業（就農条件整備事業）の活用が可能です。
- ・本補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

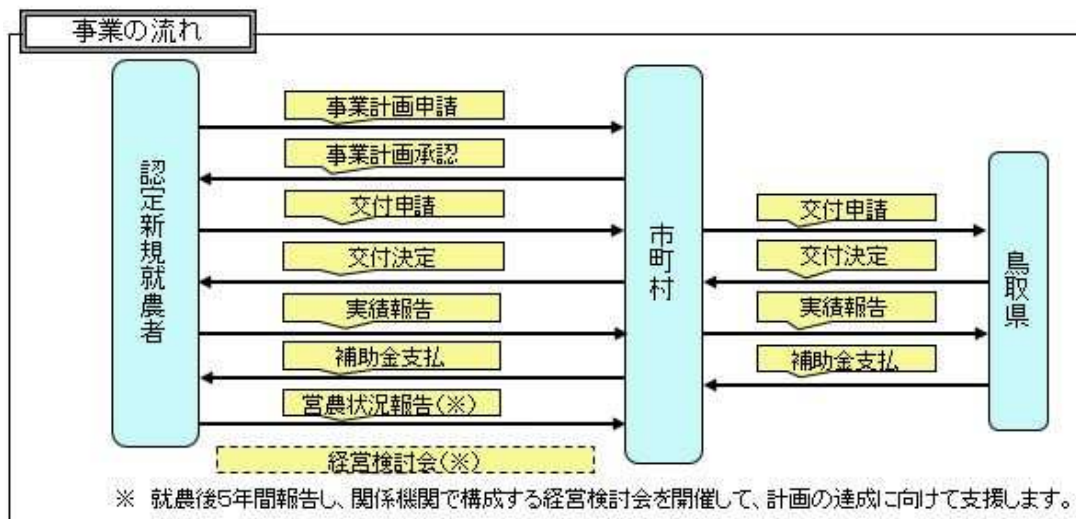
対象者 認定新規就農者（市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等）

施策概要 新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設等を新規就農者が整備する場合に助成。

- 支援内容
10万円以上（消費税額含む）の農業用機械・施設・家畜（※軽トラック等の汎用性のあるもの、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。）

補助率	1/2（県1/3、市町村1/6）
補助事業対象経費上限	（5年間の合計） 通常の場合：1,600万円 家畜導入の場合：1,200万円加算（合計2,800万円） ※令和3年度以前の採択者または国の農業次世代人材投資資金（経営開始型）活用者は1,200万円とする。 ※国事業（経営発展支援事業）活用者は、上記の金額から国事業費を除いた額とする。
助成期間	最大5年間

- 注意事項等
- 補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画を添付したもの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
 - 就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
 - 補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【就農準備資金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県が認定する研修機関で概ね1年以上研修を受ける者で、就農予定時の年齢が原則50歳未満の者

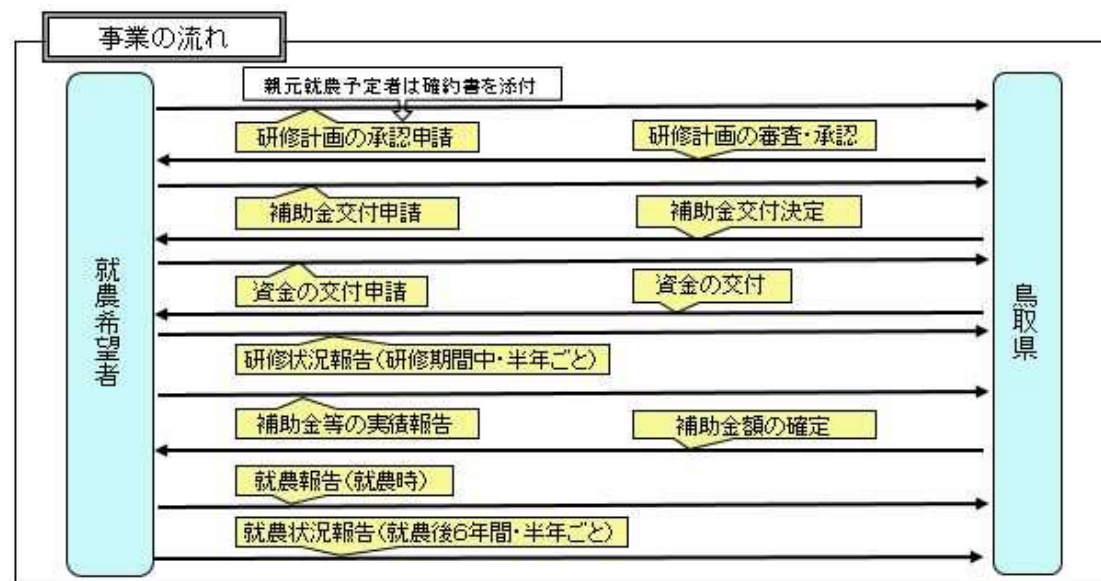
施策概要 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定を支援する。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長2年間)に150万円/年の就農準備資金を交付する。 ※国内での2年の研修に加え、必要と認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年間延長。
補助率	・10/10 (国費)

●注意事項等

- ・資金の交付を受けるためには、研修計画を作成し、県の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・研修期間中及び研修終了後6年間、半年ごとに研修状況及び就農状況に係る報告書を県に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金の全額を返還していただきます。
 - ①研修終了後1年以内に就農しなかった場合
 - ②交付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合
 - ③親元就農者が就農から5年以内に経営継承等しなかった場合
 - ④独立・自営就農者が就農から5年以内に認定新規就農者等にならなかった場合
 - ⑤適切な研修を行っていない場合
 - ⑥交付期間の1.5倍(最低2年)の営農期間中、就農状況報告等の報告を期限内に行わなかった場合
 - ⑦虚偽の申請を行った場合



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

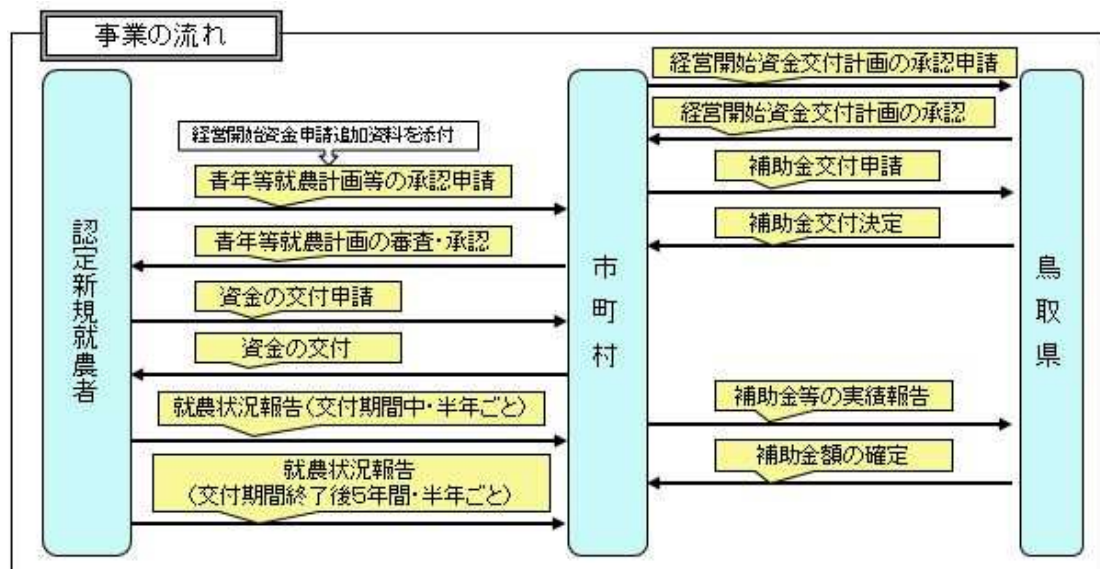
名称	新規就農者総合支援事業【経営開始資金】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定新規就農者（原則50歳未満で独立・自営就農し、市町村の地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等）
施策概要	青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。

●支援内容

支援内容	・独立・自営就農後（最長3年間）に150万円/年の経営開始資金を交付する。
補助率	・10/10（国費）

●注意事項等

- ・資金の交付には、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・交付期間中及び交付期間終了後5年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金を全額返還していただきます。
 - ①上記の報告を行わなかった場合
 - ②適切な就農を行っていない場合
 - ③虚偽の申請を行った場合
- ・また、交付終了後に交付期間と同じ期間、営農を継続しない場合は、営農を継続していない期間分の資金を返還していただきます。
- ・原則、前年の世帯所得が600万円（経営開始資金含む）を超えた場合は、交付停止となります。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者

国の経営開始資金対象外の認定新規就農者（独立・自営就農し、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等）

施策概要

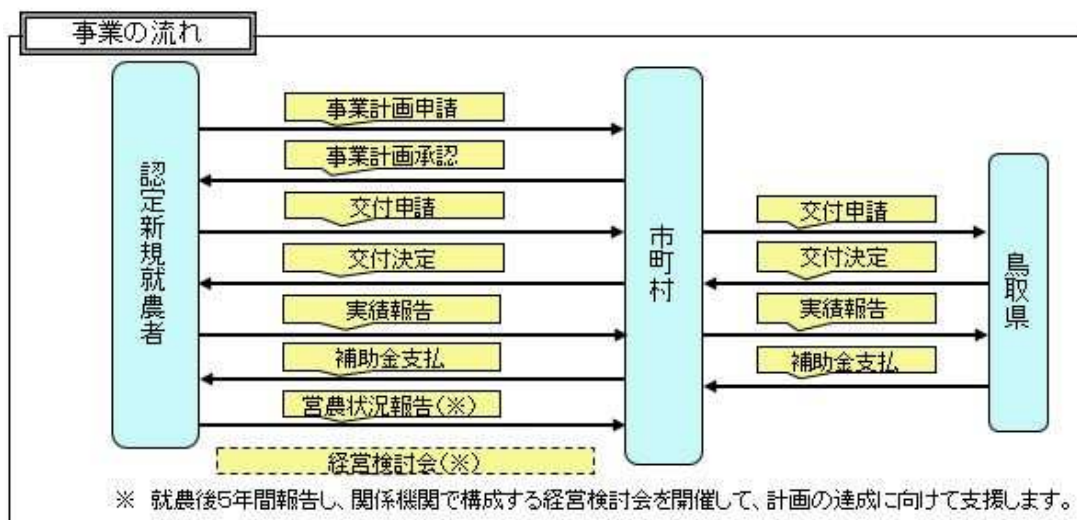
就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、用途の定めのない交付金を交付。

●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
交付期間	最長3年間
交付額（上限）	100,000円/月

●注意事項等

- ・交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況を市町村に提出していただきます。
- ・離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・国資金（農業次世代人材投資資金（経営開始型）、経営開始資金）を交付されている方、雇用就農資金（国版・県版）を活用中の方は対象外です。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定農業者等
施策概要	認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

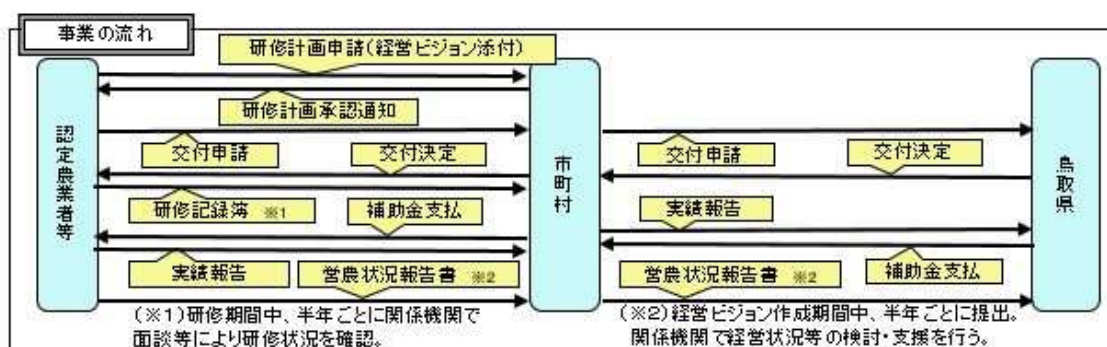
●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最長2年間（10万円/月）

●主な要件

対象者 (農業経営主)	次のいずれかに該当すること。ただし、②③については、経営開始資金又は就農応援交付金の受給中でない者であり、5年以上の農業経験を有する者に限る。 ①認定農業者。 ②市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置づけられている者(位置づけられることが確実と市町村が認める者含む)。 ③地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村が認める者。
研修生 (親元就農者)	・対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。 ・申請時の年齢が55歳未満であること。 ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。
その他	・経営ビジョンを作成すること。 ・農業経営主と親元就農者との間で、次の事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。 経営継承の時期、経営継承に向けた研修の実施、青色専従者給与等の支払い、後継者の役割 ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1,200時間以上研修を実施すること。 ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。 ・法人経営体の場合、申請時及び交付期間中は親元就農者は法人の役員(構成員)ではないこと。

※適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が研修を実施した農業経営体で営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称	新規就農者総合支援事業【就農・くらしアドバイザー】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定新規就農者（就農後1年以内のIJUターン者等）
施策概要	就農後1年以内のIJUターン者等の認定新規就農者に対し、農業経営、農村生活に対する身近な相談役として就農・くらしアドバイザーを設置する。

●支援内容

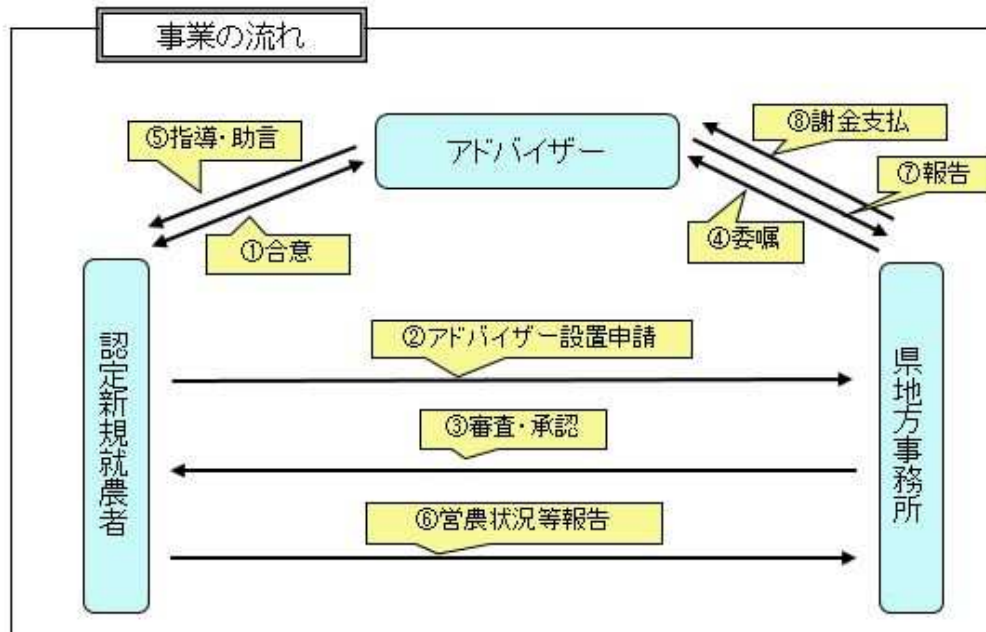
支援内容	アドバイザー設置期間（最長1年間）に3万円/月（上限額）の謝金をアドバイザーに支払う。
補助率	10/10（県費のみ）

●主な要件

対象者	・就農後1年以内の認定新規就農者であること。 ・IJUターン者、実家が非農家等の理由で農業技術や地域との関わりについて助言できる者がいないこと。 ・市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。
アドバイザー	指導農業士または認定農業者、生産組織のリーダー等で、新規就農者の育成指導に意欲的な者

●注意事項等

アドバイザーを設置するためには、設置計画書及び誓約書の提出後、県の承認を受ける必要があります。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

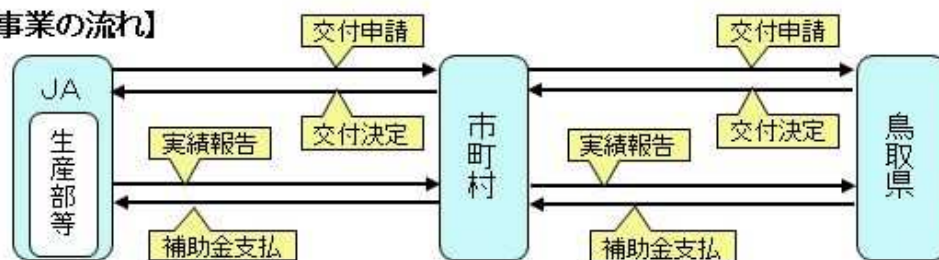
関連サイト

名称	産地主体型就農促進支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産部などの農業者の組織する団体
施策概要	新規就農者の円滑な確保、定着にとって重要な地域ぐるみでの受入体制構築を進めるため、産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等産地が主体となって実施する受入体制づくりをパッケージで支援する。

●支援内容

区分	内容	事業主体	補助額	補助率
産地受入協議会事業				
新規就農者確保活動支援事業	新規就農者の確保育成に必要な活動に要する経費を助成	産地受入協議会の構成組織	(上限)200千円/地区	県1/2、市町村1/2
産地受入条件整備事業	研修受入を行う親方農家が研修生に対して実施する技術・経営等の研修実施経費を助成 (月額40千円/研修生)	JA等	定額	県1/2、市町村1/2
	新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費を助成		(事業費の上限)6,500千円/地区	県1/3、市町村1/6
	新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置等に要する経費を助成		(事業費の上限)6,000千円/地区	
新規就農者等受入支援事業				
優良果樹園・農地の維持管理費助成	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が優良果樹園や優良農地を維持管理したり、ほ場条件の改善に要する経費を助成 (梨:400千円/10a、柿・ぶどう:200千円/10a) (優良農地500千円/100a/地区)	JA等	定額	県1/2、市町村1/2
研修園の設置費助成	新規就農希望者が栽培技術習得のために研修園として利用する際に見込まれる損失を補填 (梨:200千円/10a、柿:68千円/10a、ぶどう:240千円/10a)		定額	
新規就農者誘致環境整備事業				
新規就農者誘致環境整備事業	新規就農希望者に対して実施する研修圃場の機械施設等をJA等が整備する経費を助成	JA等		国1/2(全国農業会議所)

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

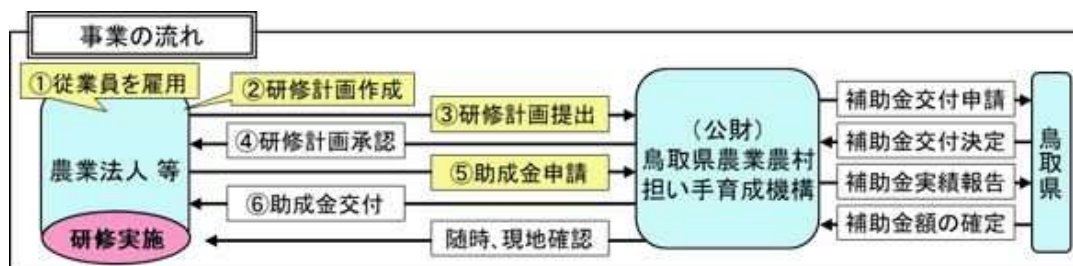
名称	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業法人等（原則、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者）
施策概要	新しく雇用した従業員への研修経費を助成。

●支援内容

補助率	10/10(県費のみ)
補助上限額	実践研修に要する経費を最長2年間助成 (1年目):10万円/月+障がい者等を雇用した場合12,500円/月を加算 (2年目):5万円/月+障がい者等を雇用した場合12,500円/月を加算 ※国の就農支援資金(5万円/月)の対象となる場合も、1年目に限り5万円/月上乗せ支援。1年目に限り、上限額の内数で人材育成や労務管理にかかる指導者研修費も対象とする。加算は、研修生が経営主の親族(3親等以内)である場合を除く。

●主な要件

受入する農業法人等(研修実施主体)	◆通年の研修が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入させること。 ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 ◆就農開始資金、農業次世代人材投資資金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。 ◆過去5か年度中に本事業及び国の農の雇用事業で受け入れた研修生が2人以上いる場合、そのうち2分の1以上が農業に従事(雇用または独立自営)していること。
新たな従業員(研修生)	◆正社員として雇用され、就業している県内在住者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 ◆正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 ◆経営主の親族(3親等以内)の場合、雇用保険に加入出来れば対象となるが、経営継承を前提としていて親元就農促進支援交付金の対象となる場合、当該交付金を優先して活用。 ◆過去の農業就業期間等が原則5年未満であること。ただし、過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合はこの限りでない。 ◆過去に補助事業を活用して農業研修を受けた者は、助成期間が短縮される場合がある。



問合せ先	担当部署	電話番号
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8337
	農林水産部 農業振興局 経営支援課	0857-26-7263
関連サイト		

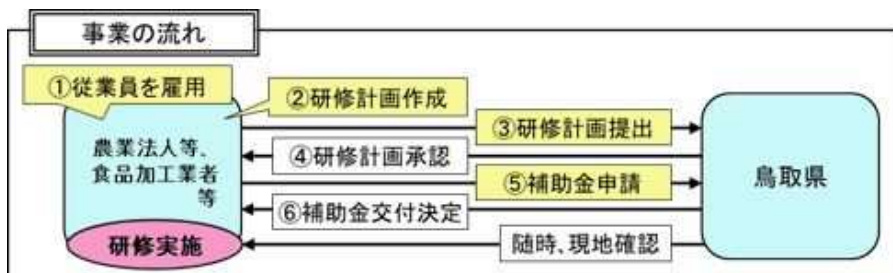
名称	農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業法人等(原則、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者)、食品加工業者等
施策概要	農業単独では通年雇用が困難な経営体が他産業と連携して通年雇用を行う場合に、新しく雇用した従業員への研修経費を助成。

●支援内容

補助率	10/10(県費のみ)
補助上限額	実践研修に要する経費(1年目):10万円/月(2年目):5万円/月 ※1年目に限り、上限額の内数で人材育成や労務管理にかかる指導者研修費も対象とする。
助成期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合には最大2年間) ※農業分野での研修期間が6か月以上であること(農業分野以外の研修期間は助成対象外)

●主要要件

受入する経営体 (研修実施主体)	・他産業との連携により通年の雇用が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 ・新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険を含む)に加入させること。 ・新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 ・食品加工業者の場合、事業所又は採用部門で正規雇用者数が純増となるとともに、研修を行う加工食品が鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。
新たな従業員 (研修生)	・就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住者。 ・新たに農業法人、食品加工業者等に採用された者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 ・正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 ・過去の農業就業期間(アルバイト、研修等を含む)が5年未満等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。



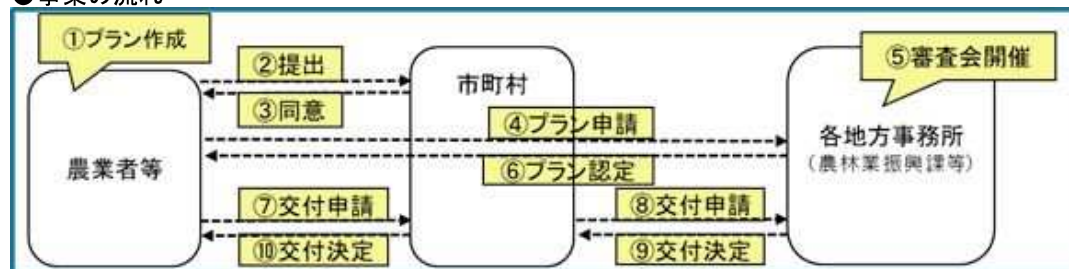
問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部 農業振興局 経営支援課	0857-26-7263
	農林水産部 東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所 農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所 農林局農林業振興課	0859-31-9642
	西部総合事務所 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称	ともに目指す！担い手強化支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業を営む法人、任意組織（構成員が10名以下）
施策概要	農業者等が作成したプランの達成のために行う取り組みに必要な経費を支援する（他の補助事業で対応できるものは除く）。 ※農業（畜産（豚・鶏）含む）、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外

主な要件	【共通】以下のいずれかに該当するもの ・認定農業者の取組であること ・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること 【ジャンプアップタイプの要件】 ・現状の農産物販売額が1,500万円以上であること ・農産物販売額3,000万円以上を目指すプランであること
補助金額・補助率	・補助率：事業費の1/2を補助する（県1/3、市町村1/6） ・事業期間：3年間 ・単年度補助上限額 【通常タイプ】 個人：4,000千円、法人・任意組織：8,000千円 【ジャンプアップタイプ】 事業期間3年間のうち1年に限り、個人：8,000千円、法人・任意組織：16,000千円に引上げ（残る2年は通常タイプと同額）

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003
関連サイト		

名称	農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社、農業支援サービス事業体
施策概要	農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けて、スマート農業の導入を進めてきたところだが、これをさらに推進するとともに、位置情報測位を必要とするスマート機械を効率的に活用出来るよう、情報通信インフラの確立を推進する。また農作業受託を専業として行う「農業支援サービス事業体」を育成を強化し、人手不足等の課題解決を図る。

1 RTK基地局設置等の通信インフラの確立

事業内容	自動操舵機能等のスマート技術を効率的に活用するために必要な民間の情報通信サービスの活用可能エリアを調査する。また、RTK基地局導入に際する課題を調査し、費用対効果の検証等を支援する。
------	---

2 新たな作業体制の確立

事業内容	人手不足や機械更新負担に悩む農村地域等において農作業受託を行う「農業支援サービス事業体」を新たな担い手の一形態として育成するため、スマート農業機械の導入等を支援する。
主な要件	○実施主体 農業支援サービス事業体 ○主な要件 機械導入については国事業を活用すること
補助金額・補助率	(1)機械導入 【補助率】 事業費の1/2を補助する(国1/2) 【補助上限額】 1,500万円 (2)体制強化 【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/2) 【補助上限額】 200万円

3 担い手の実装支援と生産モデルの確立

(1)実装支援(共同利用促進型)

事業内容	スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入に係る経費を支援する。
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社 ○主な要件 2戸以上での共同利用とし、既に導入されたスマート農業機械等の投資効果(実績)を予め示すこと。
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) 【県補助上限額】 個人600万円、任意組織・法人等1,400万円

(2)実装支援(一般型)

事業内容	スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入に係る経費を支援する。
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社 ○主な要件 生産管理システム(スマートフォン、PC等で操作可能で、圃場管理や環境測定機能等を有するもの)を導入すること
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) 【県補助上限額】 個人300万円、任意組織・法人等700万円 (共同利用をする場合は個人600万円、任意組織・法人等1,400万円)

(3)地域版スマート農業実証

事業内容	スマート農業機械の開発メーカーや生産組織等で構成されるグループ等が取り組む、スマート農業機械等を活用した生産モデル実証の取組を支援する。 例：(1)ラッキョウ等のドローン防除技術の実証 (2)果樹園における病害防除管理システムのモデル検証 等
主な要件	○実施主体 JA、生産組織等(生産者、メーカー等をメンバーとしたグループ)
補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県費のみ)

(4)ドローン講習支援

事業内容	農業に用いるドローンの操作講習に係る経費を支援する。(1実施主体あたり2名、共同利用の場合1機体につき4名を限度とする)
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織(構成員及び従業員を含む)
補助率等	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県費のみ) 【県補助上限額】 1人あたり15万円

※2(2)～(4)事業の活用は、1実施主体につき1回限りとする。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7276
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称	農地利用効率化等支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体等
施策概要	地域計画のうち目標地図に位置づけられた地域の経営体等が行う機械等の整備や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費に対して助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

○支援内容

1. 融資主体型補助事業

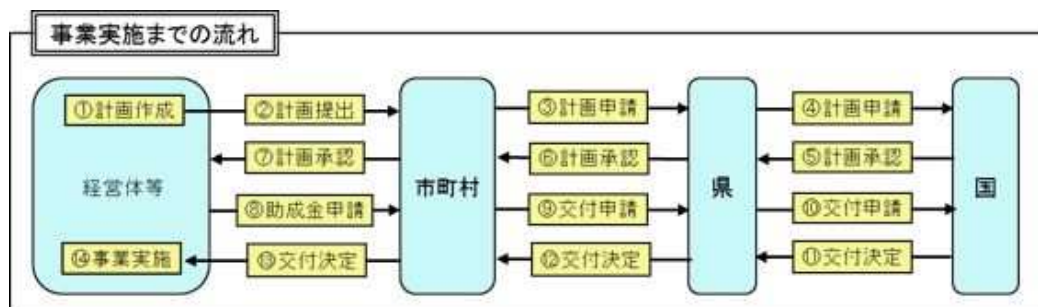
事業内容	融資を受け、農産物の生産等の開始若しくは改善に必要な機械等の整備を助成
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率 補助上限額	補助率:3/10又は融資額、事業費から融資額及び地方公共団体の助成額を控除した金額のいずれか低い額(国費のみ) 県補助上限額:3,000千円 ※一定の基準を満たす場合は6,000千円
主な要件	事業内容の経費について、融資を受けるものであること等

2. 地域農業構造転換型補助事業

事業内容	地域の中核となる担い手に対し、農業用機械・施設の導入等を助成。
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率 補助上限額	補助率:3/10又は事業費から地方公共団体の助成額を控除した金額のいずれか低い額(国費のみ)等 県補助上限額:1,500万円
主な要件	地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域であること等

3. 条件不利地域補助事業

事業内容	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成
補助対象	農業用機械施設等の導入、簡易な基盤整備
補助率 補助上限額	補助率:1/2又は1/3(国費のみ) 県補助上限額:40,000千円
主な要件	農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等であること等



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7269
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm	

名称	攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金
施策対象	農業者
施策主体	鳥取県
対象者	認定農業者(法人に限る)
施策概要	水田農業の将来を支える基幹的な法人の育成及び県が推進する施策の先導的な取組を支援することで、鳥取県農業生産1千億円達成プランに掲げる地域農業の維持発展の実現を図る。

事業要件	1 実施主体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (1) 法人であり、認定農業者であること。 (2) 地域計画において、次に示す地域ごとの下限面積以上の水田において農業を担う者として位置づけられ、そのうち1/2以上の面積において水稻(主食用米)の作付けを行うこと。なお、複数の地域において位置づけられる場合は、最大となる地域の規模を要件とする。 ア 一般地域 50ha イ 中山間(条例) 40ha ウ 中山間(3法) 30ha (3) 事業実施前(採択年度の前年)の地域計画位置づけ実績と比較して、20%以上又は20ha以上のいずれか小さい面積以上経営面積を拡大すること。ただし、拡大後面積が前(2)の下限面積から20%以上となること。 (4) 経営力向上の取組(コスト縮減、販路拡大等)を実施すること。 (5) 55才以下の役員(代表を除く)が経営に携わっていること。 (6) 農業収入保険に加入すること。 (7) 鳥取県農業経営・就農支援センターにおいて重点支援農業者に選定されている又は第6の事業実施計画における機械・施設の取得費用(概ね自己資金相当額)等について実施主体が金融機関から融資を受けること。 2 要件のうち(2)、(3)(6)については、目標年度までに達成するものとする。
事業期間	実施期間:3年以内、目標年度:実施期間+2年
補助率	県1/2、市町村1/6
事業費上限	100,000千円(ハード+ソフト)(実施期間合計)
加算措置	地域農業の維持発展に資する以下の取組を目標期間内に達成した場合は奨励金を追加支援(要件達成を確認した次年度に交付) イ 営農する概ね全農地においてスマート農機(ドローン、トラクター、田植え機、コンバイン等)3機種以上でRTK技術を活用した自動操舵を実施 ロ 水稻を作付する農地の概ね50%以上において水稻直播栽培を実施 ハ 農作業受託の展開(自作地を除く延べ50ha以上で実施) ニ 水稻を作付けする農地の概ね全農地において自動灌水システム(遠隔操作含む)を活用したスマート田んぼダムの取組を実施 ホ 集落営農組織等による集落単位での営農を2集落以上で承継、又は1集落以上かつ以下の面積以上で承継 ・一般地域 20ha以上 ・中山間(条例) 15ha以上 ・中山間(3法) 10ha以上 ヘ 多面的機能支払交付金事業又は中山間地域等直接支払交付金事業を行う組織の事務を、以下の要件をすべて満たす範囲で受託 ・営農する全農地の概ね50%以上に相当する面積が取組範囲となること ・2以上の交付金実施組織から受託すること ・1以上の交付金実施組織から新たに受託すること ト 中山間地域において地域振興又は生活支援の取組を実施(共助交通など) 1追加支援額=事業費×達成項目数×5%(最大10%)(県10/10)
その他	要望額が予算額を上回る場合は、以下の取組項目を参考としたポイント制にて配分を決定する。 1面積拡大規模、役員体制、計画の妥当性、先導的な取組や地域貢献の取組の有無など

問合せ先	担い手育成担当 電話番号 0857-26-7276 FAX番号 0857-26-7294
関連サイト	